

1 県中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

(1) 参加を認める条件

- ア 大分県中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）と『大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針』（令和5年3月大分県教育委員会発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- エ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。
- オ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例競技部細則を満たしている。
- カ 各郡市大会、県中学校体育連盟主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 郡市総体・県総体・九州大会・全国大会それぞれの会期と同時期に開催される別大会（予選も含む）に出場予定がある場合は、郡市総体から参加できない。
- ク 地域内の中学生誰もが参加できるチームであること。
- ケ 郡市総体予選・県総体・九州中学校体育大会・全国中学校体育大会は一大会、市新人大会・県新人大会は一大会として移籍等による他団体からの大会への出場は認めない。また、複数競技への参加も認められない。（但し、県新人大会の陸上競技・水泳競技・相撲競技については、複数競技の参加を可とする。期日が重なった場合は不可）
- コ 原則、地域スポーツ団体等から地域スポーツ団体等へ移籍しての出場は認められない。
- サ 団体所在地の郡市総体予選から参加すること。

(2) 参加した場合に守るべき条件

- ア 各大会開催基準を守り、出場する競技種目の申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 各大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 監督は、指導資格を有する指導者とする。（競技部細則参照）
 - エ 監督等が、複数チームからの参加は認めない。（ただし、体操・新体操、水泳のコーチは、複数チームのコーチを兼ねることができる。）監督・引率責任者は、大分県中学校体育連盟引率細則3. 引率上の留意点及び大会会場においての留意点に則ること。
 - オ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
 - カ 団体種目における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）名の出場は1チームのみとする（複数チームの参加はできない）。また、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）と部活動ともに同一学校の生徒で編成されたチームの参加は認められない。
 - キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する（した）場合、在籍中学校等他団体での大会参加は予選となる各郡市大会から含めて認めない。その逆も同様である。
 - ク 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
- ◎ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）参加にあたって
- ① 参加を承認する精神は、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツの振興の観点からも充実を図ることであり、勝利至上主義の活動を容認するものではない。
 - ② 複数の市町村の生徒で編成する場合は、チーム代表者は必ず問合せ先と生徒所属校と相談をすること。

2 令和6年度からの地域スポーツ団体等の県中体連主催大会の参加申込に関して

●大分県中学校総合体育大会

県総体への出場希望の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、各郡市総体（県総体予選大会）に団体在籍の郡市中体連へ地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）用大会参加申請書（様式1・2・3）を提出すること。

（大会参加申請各郡市問合せ先一覧を参照）

第2回県中体連評議員会（5月中旬開催）にて出場する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を確認する。

●大分県中学校新人大会

県中学校新人大会においては、県中体連HP（9月中旬頃 *陸上、水泳については8月下旬頃）に添付された競技毎の大会要項に従い申込を行う。県新人大会から新規または、追加登録選手がいる地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が参加する場合は、大会参加申請書（様式1・2・3）を添付し、競技別要項に示された申込先に提出すること。（令和8年度より、県新人大会への参加申請は、県総体までに承認された地域スポーツ団体等のみとする。「地域クラブ活動」については要相談。）郡市新人大会については、各郡市中体連に確認すること。

3 拠点校部活動について

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動が無いこと等の場合に参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。市町村もしくは県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加した生徒の「持続可能な事業」として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

- ① 実施の事業主体は、市町村教育委員会または県教育委員会、市町村中学校長会または県中学校長会（以下、事業主体）とする。実施主体は、市町村立中学校・義務教育学校とする。
- ② 参加者は、開催年度の大会開催基準8参加資格を満たしている。
- ③ 実施期間は、原則1年間（年度単位）とするが、継続は拒まないものとする。もしくは事業主体の判断に委ねる。
- ④ 拠点校としての大会参加が、各郡市中体連において把握されている。
- ⑤ 単一学校部活動同様の申し込み方法に則って行う。連絡についても該当校が対応する。
- ⑥ 引率・監督は、拠点校関係校の校長・教員・部活動指導員とする。拠点校校長が認めた外部指導者（コーチ）を置くことができる。※大分県中学校体育連盟引率細則に則る。

※1 この特例は、令和5年4月21日より適用する。

令和6年2月20日改訂

令和7年2月25日一部改訂

※2 この特例は、今後も検討を続けていく。